

管理コード	省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目録)	概算要求額(単位:千円)	その他	予算の名称(項)(目)(目録)	予算額(単位:千円)	その他関連事項	管理案件番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他(特記事項)	制度の所管・関係省庁
1110010	経済産業省	省エネルギー設備導入による助成金等の創設	エネルギー使用合理化事業者支援事業公募要領	「エネルギー使用合理化事業者支援事業」は、法人格を有する事業者が既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入(リプレース)を対象としており、省エネルギー効果が高く、費用対効果に優れたものに補助する。	D	省エネの推進のためには、既存の設備を従来より省エネ効果の高い設備にリプレースすることが有効。しかし、2〜3年での投資回収を追求する民間企業は、従来の設備よりコスト高で投資回収に期間を要する省エネ設備の導入には慎重にならざるを得ない。 このため、省エネ設備の導入を民間企業による利益の確保・事業の継続と両立させるため、省エネ設備の導入費用の一部を補助する必要がある。 また、本事業の成果(省エネ効果など)については、NEDOが生産する産業委員会などを通じて、広く周知することにより、ノウハウの水平展開にも資するものである。 本事業については、22年度予算要求においても、引き続き要望しているところである。	(項) エネルギー需給構造高度化対策費 (目) エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金 (目録) エネルギー使用合理化事業者支援補助金	36,000,000		(項) エネルギー需給構造高度化対策費 (目) エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金 (目録) エネルギー使用合理化事業者支援補助金	27,010,000			省エネルギー設備導入による助成金等の創設	中小規模企業経営者の大型温水施設にCO2削減の促進をさせるために、積極的に環境的に配慮した運営に取り組んだ企業・施設に対し、法人税の減額、助成金、上下水道料金の減免などの措置を講じる。	2020年までの「002中期削減目標-15%」を達成すべく、まだ省エネが進んでいない中小規模企業大型温水施設に対し、積極的に配慮した運営の積極的推進。具体的には、選定された地域の大規模温水施設から公募で対象施設を選び出し、先進的な技術を積極的に取り入れた、最先端モデルの施設に改造し、水道料金等の導入前後対比など官民共同で一定期間継続して検証を行い、データや培ったノウハウをもとに全国標準化を目指す。 提案理由：温水・温水業界は、大量のエネルギーを継続して使用している業界です。そして多くの経営者は環境配慮型経営には消極的であると同時に、環境情報などは極めて少ない状況であります。そこで、環境配慮型省エネ運営のモデル施設で発生削減効果のデータ、ノウハウを水平展開し、温水・温水業界全体が低CO2運営になれば、人に恵みを与える温泉・温水業界から、地球にやさしい温泉・温水業界に生まれ変わるモデル施設に対しては、期間中の法人税減額、助成金、上下水道料金の減免措置などを行うことで多くの応募が見込まれます。		東京都	株式会社トリオン		経済産業省 環境省
1110020	経済産業省	新エネルギーの利活用の促進(バイオガス)	-	太陽光発電の余剰電力を現状の2倍程度の価格で買い取ることを電力会社に義務づける買取制度について、本年11月1日から買取開始する予定。当該制度においては、今後、技術開発や普及効果により短期間にシステム価格の値下がりが期待できるものが太陽光発電のみであることから、太陽光発電のみを買取対象としている。また国民負担を最小限に抑える観点から、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。 なお、バイオプラントの導入支援として、バイオガスの製造装置及び当該バイオガスを利用した発電装置を非営利法人が導入する場合、その導入費用の2分の1以内を補助する制度がある。	C	【地域新エネルギー導入促進事業】 新エネルギー等の導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取り組みに対し、導入事業費の一部(1/2以内)を補助する。 【目録】 新エネルギー等導入促進対策費補助金	6,407,888			新エネルギーの利活用の促進(バイオガス)				バイオガスによる発電に係る余剰電力の買取に対する支援	バイオガスプラントは、畜舎裏側からバイオガスを発生させ、そのガスより発電を行い、カーボンニュートラルで、二酸化炭素の排出量削減に資する環境に優しいバイオマスエネルギー施設である。 この二酸化炭素の余剰電力は電力会社に売電しているが、売電価格は、現在、太陽光発電による電気の売電価格と比べて非常に低く、継続的な運営が困難な状況にある。さらには、太陽光発電の余剰電力の売電価格については、現在の2倍程度まで引き上げられた買取価格に対しては、現在見込まれているところであり、売電価格の格差の更なる拡大が見込まれている。 つまりは、太陽光発電と同様に環境に優しく、新エネルギーとしても位置付けられているバイオマスエネルギーの普及・促進を図りエネルギーの安定的な確保に資するため、バイオガスによる発電に係る余剰電力の売電価格を、太陽光発電と同等の支援を行うことにより、適切な売電価格を確保することが必要である。	「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」(進捗状況フォローアップと今後の取組)(昨年21年3月17日)(経済産業省、文部科学省、国土交通省、環境省、警察庁、経済省、厚生労働省、農林水産省、内閣府)	北海道	十勝エネルギー特区推進協議会	①「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」 ②電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」	経済産業省 環境省	
1110030	経済産業省	ペイエリア等郊外の賑わい創出のための施設建設・移転等に対する助成の創設	-	個別産業支援による集客施設の整備など、地域に立地する企業に対して行うより細かな支援については自治体が担うものと考えられることから、「制度の現状」とおり、現行の制度では御要望頂きました件について対応しているものではありません。 また、企業立地に関しては、企業立地促進法に基づき、各地域が主体的、計画的に取り組み企業立地施策に對して、企業立地促進法に基づく基本計画の策定・運用にかかわる支援及び人材育成支援等を行っていますが、対象は事業の創出を促す工場等の増設の促進等であり、提案いただいたとおり企業誘致を目的とした賑わい創出のための施設建設・移転については、当法の趣旨とは違ふものとなります。なお、立地促進法に趣く集客を促す業種や、都市中心部と郊外との関係は自治体が主体的に判断することとなります。	C		-	-		ペイエリア等郊外の賑わい創出のための施設建設・移転等に対する助成の創設				ペイエリア等郊外の賑わい創出のための施設建設・移転等に対する助成の創設	①提案理由 ・大阪のペイエリアにおいて、欧州・夢洲地区のまちづくりとして、大阪WTCビルを府・市の合同庁舎にする案などを核として、府・市による遊覧機能の整備やインテックス大阪の国際的なコンベンション機能の整備やATCへの海外機関の誘致や、国際物流機能や賑わいの創出を模索している。また、大阪が取り組む「グリーンエネルギーインダストリー拠点」構想が文部科学省・経済産業省の「産官学連携拠点事業(地域中核拠点)」に選定されるなど、産業振興に際しても充実しつつある。その上で、J-R大阪環状線内の大阪の中心部は公園の緑地もあまり取れないままに、かなり開発されていて、悪影響を感じる部分もある。そこで、中心部の企業にペイエリアに移すももたない。それは、賑わっているところやアトラクション的な位置づけの施設建設に対しての助成制度を創設する。 ②実施内容 ・例えば、資料館は企業の歴史・沿革に関するものを基本とし、ゲームメーカーであればアニメの歴史のようないイメージで、資料館と体験ゾーンに分け、体験ゾーンをテーマ性もや通称対称型のゲームで充実することにより入場料を大人500円、子供250円に設定可能ではないかと思われる。また、資料館は別の団体が運営するものも視野に入れて、いたたいて、イラストやハラハラ漫画の作成教室や、声優体験・主題歌レコーディング体験を実施する等。	大阪府	個人	・メールアドレスは携帯用です。	経済産業省		
1110040	経済産業省	ペイエリア等郊外への企業進出を促進するための助成制度の創設	-	郊外など特定の地域への立地促進を目的とした、交通費や通送料、テナント料の助成など、地域に立地する企業に対して行うより細かな支援については自治体が担うものであると考えられることから、「制度の現状」とおり、現行の制度では御要望頂きました件について対応しているものではありません。 また、企業立地に関しては、企業立地促進法に基づき、各地域が主体的、計画的に取り組み企業立地施策に對して、企業立地促進法に基づく基本計画の策定・運用にかかわる支援及び人材育成支援等を行っていますが、当法に基づいた支援において、郊外など特定の地域への立地促進を目的とした、交通費や通送料、テナント料など、地域に立地する企業に対して行う支援については、支援の対象となっております。	C		-	-		ペイエリア等郊外への企業進出を促進するための助成制度の創設				都市中心部からペイエリア等の郊外へ進出する企業に対して、社員の交通費・高速道路通行料、オフィスのテナント料の助成を行う。	①提案理由 ・大阪のペイエリアにおいて、欧州・夢洲地区のまちづくりとして、大阪WTCビルを府・市の合同庁舎にする案などを核として、府・市による遊覧機能の整備やインテックス大阪の国際的なコンベンション機能の整備やATCへの海外機関の誘致や、国際物流機能や賑わいの創出を模索している。また、大阪が取り組む「グリーンエネルギーインダストリー拠点」構想が文部科学省・経済産業省の「産官学連携拠点事業(地域中核拠点)」に選定されるなど、産業振興に際しても充実しつつあるが、さらにペイエリアの開発を進めるためである。これが進めば、京阪中之島線の延伸や海岸エリアでの地下鉄路線の建設につながる可能性も期待できる。 ②大阪の中心部は公園の緑地もあまり取れないままに、かなり開発されていて悪影響を感じるため、移転で望んだスペースを新たな中心部のまちづくりに生かすため。 ・例えば、J-R大阪環状線内のオフィス街中心部企業へ、ペイエリア(欧州・夢洲地区)への進出に対し、現在のオフィスと同じ金額で通勤できるように、交通費や高速道路の通行料やオフィスのテナント料の助成(土地の取得は実施のしよう)を、長期的にアカウンタブルし、ゆくゆくは大阪の街に少ない緑地(公園)の敷地とする等。	大阪府	個人	・メールアドレスは携帯用です。	経済産業省		
1110050	経済産業省	・NPO法人が整備するソーラー事業への整備補助金と売電価格適用の緩和。「2階発電所」と「公共施設」設置の「一般家庭・戸建住宅」設置の「ソーラー事業」	-	一般住宅への太陽光発電設備導入においては、個人が所有し、設置する太陽光発電設備について、1kWあたり7万円の補助を実施している。また、こうした一般住宅の余剰電力についても、制度開始当初1kW当たり4万円の買取制度を本年11月1日に開始する予定。 この太陽光発電からの余剰電力を現状の2倍程度の価格で買い取ることを電力会社に義務づける制度については、国民負担を最小限に抑え、かつ省エネインセンティブを働かせるために、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。そのため、余剰の枠を超えるような大規模な発電目的の事業は買取制度の対象外としており、売電価格については電力会社との相対契約となっている。	C	【住宅用太陽光発電導入支援対策事業】 一定の条件を満たす住宅用太陽光発電システムの設備を設置する者に対して、1kWあたり7万円の補助を実施する。 【目録】 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金	20,050,000							・NPO法人が整備するソーラー事業への整備補助金と売電価格適用の緩和。「2階発電所」と「公共施設」設置の「一般家庭・戸建住宅」設置の「ソーラー事業」	・NPO法人が、無料で一般家庭・戸建住宅へ設置する場合の整備補助金と電力会社へ取値格を一般家庭レベル(47円/kwh)に緩和。 ・NPO法人が整備する発電所(2階)の売電料金を一般家庭と同レベル(47円/kwh)に緩和	【提案理由】 高知県に面した当該地域に、2階のメガソーラー発電所の整備・運営」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル設置による売電とグリーン電力証書の事業」によって地域でのソーラタウンモデル事業が可能な立地条件を備えている。 ・ソーラー発電促進を目的としたNPO法人の事業であることより、整備補助金や売電料金の適用を公共と一般家庭の促進措置を適用する事で、事業の安定化が図れる。 ・事業間利益を活用して電気自動車を導入することで、公用車や駅へのカーシェアリング事業もモデル的に実施。 【措置】 ・無料で一般家庭の戸建住宅へ設置する場合の整備補助金を一般家庭レベルとし、電力会社買取価格も一般家庭レベル(47円/kwh)に緩和。「電力会社が10年間の長期に渡る買取も含む」	高知県	㈱ドゥブロン	添付資料「地域活性化モデル事業」総合プロジェクトの提案」を参照下さい。	経済産業省 環境省	

1110060	経済産業省	大規模な太陽光発電施設を造る事業実施主体である地方自治体への支援措置の創設。	-	地方自治体が太陽光発電設備等の設置を行う際の補助制度は既に実施しており、設備導入事業費の1/2以内、もしくは18割当たり40万円の補助を行っている。一般住宅向けの導入補助制度（18割当たり7万円）や民間事業者向けの補助（1/3以内、もしくは18割当たり25万円）に比べ、地方自治体向けの制度の補助率は高く設定されており、地方自治体が実施主体となる太陽光発電設備の設置を積極的に支援している。	D	【地域新エネルギー導入促進事業】 新エネルギー等の導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取組みに対し、導入事業費の一部（1/2以内）を補助する。	<p>(項) エネルギー供給構造高度化対策費</p> <p>(目) 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金</p> <p>(目細) 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金</p>	6,407,888		<p>(項) エネルギー供給構造高度化対策費</p> <p>(目) 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金</p> <p>(目細) 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金</p>	5,247,056	1 0 6 3 0 1 0	大規模な太陽光発電施設を造る事業実施主体である地方自治体への支援措置の創設。	<p>ソーラーパネル発電等、クリーンエネルギーの設備を造成する支援について、例えば、高速道路上に平屋棟を建設しその屋根にソーラーパネルを張り巡らした太陽光発電施設を造るといった、大規模な（電力会社が供給するレベルに代替できるような）施設の造成について、特別な指導及び予算措置を講じる。</p>	<p>二酸化炭素(CO2)は地球温暖化の元凶である。その排出量の約80%が化石燃料である。この為クリーンな太陽光エネルギーが推進され、その活用から、政府庁舎、学校等の公共施設へのソーラーパネルの設置が計画されている。加えて一般住宅への補助金制度である。しかし、まだ十分でなく、自治体所有の森林、高速、市道、公園及び貯水池等への設置も考えられるが、これには自然の破壊、街路樹、電柱及び電線等の問題が発生する。がその点、高速道路は住宅地から離れており、且つ太陽光を遮るものもまたない設置場所となっている。高速道路上に平屋棟を建設しその屋根にソーラーパネルを張り巡らした太陽光発電施設を造ることは、クリーンな電力を確保しつつ火力発電機から排出されるCO2の削減にある。また、この事業を地方自治体が実施主体となることによって地方産業の振興及び地方の雇用創出にも繋がると地方自治体の持続的な発展確保になる。因みに、地方自治体が管轄とする高速道路はその自治体の区域内で、積極的に地域の電力を確保することにある。この事業の完成後の電力は163億4,850万Kwで、火力発電機46,052基分、原子力発電機13,854基分に相当し、電力会社所有の火力発電機113基から排出されるCO2約3億7,405万tが削減できる。この数字は90年代の総排出量約12億2,500万t(2000年推計)の約30%に当たる。加えて、全世界のオール電化が進めば都市ガス及びプロパンガスの使用は無くなり、よりCO2が減少する。地方自治体の財源としては、電力会社の2008年度単体台計売上高16兆5,693億円が判断材料となる。</p>	なし	東京都	個人	経済産業省
---------	-------	--	---	---	---	---	--	-----------	--	--	-----------	---------------------------------	--	--	--	----	-----	----	-------